

令和3年度

総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和3年12月3日

中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和3年12月15日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

1. 技術提案評価型S型の評価基準の見直しについて

方針 提案数等の見直し

技術提案数について見直しを行うとともに、「重要な項目」の廃止を行う。

WTOを含む技術提案評価型S型の工事に適用

現行基準

【提案方法】

- 1つの評価項目（指定テーマ）に関して
「重要な項目」詳細テーマ付き 1項目
※1項目に対し、2提案とする
 - 「重要な項目」詳細テーマなし 1項目
※1項目に対し、1提案とする
- 合計3提案

• 評価項目の設定数

- WTO : 2評価項目で設定
(全6提案) 配点60点
- WTO以外 : 1評価項目で設定
(全3提案) 配点30点

新基準

【提案方法】

- 1つの評価項目（指定テーマ）に関して
2提案とする

• 評価項目の設定数

- WTO : 2評価項目で設定
(全4提案) 配点60点
- WTO以外 : 1評価項目で設定
(全2提案) 配点30点